

山梨県産業廃棄物処理業者格付け申請 手引書

山梨県森林環境部環境整備課
【令和3年1月】

1 制度の目的

本制度は、平成29年3月に策定した山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョンに示した施策の一つとして、産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付け・公表し、事業者が優良な処理業者を積極的に利用することを通じて、優良な処理業者の増加による産業廃棄物処理業全体の底上げ、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図るものです。

2 申請の資格・対象者

(特別管理) 産業廃棄物処理業者であって、次に掲げる事項すべてに該当する場合に限り、申請することが可能です。

- (1) 山梨県内に事業所を有しており、申請時点で山梨県内での処理実績が3年以上あること
- (2) 過去5年にわたり、特定不利益処分（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づく改善命令、事業停止命令等）を受けていないこと
- (3) 過去5年にわたり、山梨県から廃棄物処理法に係る文書勧告を受けていないこと
- (4) 廃棄物処理法施行規則第9条の3第8号に規定する法人税等及び社会保険料、労働保険料の滞納がないこと

3 申請の方法

○申請書は、山梨県指定の申請書様式等（以下に掲載）により、本「手引書」及び記入例をご確認の上作成してください。

○申請書は、(特別管理) 産業廃棄物収集運搬業に係るものは**2部**（正本1部、副本1部）、(特別管理) 産業廃棄物処分業に係るものは**3部**（正本1部、副本2部）作成し、必要書類を添えて5に掲げる「申請受付窓口」に持参してください。

○格付けの申請は許可更新の申請時に併せて行うことができます。ただし、次に該当する場合は、許可の有効期限内に申請を行うことができます。

- (1) 格付けを受けていない者が格付けを受けようとするとき
- (2) 格付けを受けた者が、再度格付けを受けようとするとき（許可の有効期間内に1回に限る）

4 申請に必要な書類

○山梨県産業廃棄物処理業者格付け申請書（様式第1号）

○評価項目適合申告書（添付書類第1面）

※適合する項目にチェックを入れていただきますが、チェックを入れた内容は日程調整の上、後日、申請者の事業所に県担当者が立入調査を行い、適合性の確認をします。立入調査日が決まりましたら、立入調査が円滑に進むように該当書類等の準備をお願いします。（確認内容の詳細は別ファイルの「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度に係る評価項目の考え方」を参照）。

○誓約書（様式第2号）

○国税（法人税）及び地方消費税について、税務署長が交付する未納がないことを証明する書類

○県税（県民税、事業税及び不動産取得税）について、県税務事務所長等（県民税については個人の場合は市町村等）が交付する未納がないことを証明する書類

○市町村税（市町村民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税）について、市町村長が交付する未納がないことを証明する書類

○社会保険料について、年金事務所長が発行する未納がないことを証明する書類

○労働保険料について、地方労働局長が発行する未納がないことを証明する書類

●（格付け申請を産業廃棄物処理業更新許可申請と併せて提出しない場合かつ評価項目適合申告書の⑤財務体質の健全性にチェックが入る場合）直前三事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表

※様式については、以下の県HPからダウンロードできます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/kakuduke.html>

5 申請受付窓口

○申請者の事業所が所在する市町村を管轄する林務環境事務所へ申請してください。

○受付窓口一覧

| 受付窓口 | 住所及び電話番号 | 管轄市町村等 |
|----------------------|--|-------------------------------------|
| 中北林務環境事務所 環境課 | 韮崎市本町 4-2-4 (北巨摩合同庁舎) TEL 0551-23-3090 | 中巨摩郡、甲府市(※)、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市及び中央市 |
| 峡東林務環境事務所 環境課 | 甲州市塩山上塩後 1239-1 (東山梨合同庁舎) TEL 0553-20-2739 | 山梨市、笛吹市及び甲州市 |
| 峡南林務環境事務所 環境課 | 西八代郡市川三郷町高田 111-1 (西八代合同庁舎) TEL 055-240-4141 | 西八代郡及び南巨摩郡 |
| 富士・東部林務環境 事務所 環境課 | 都留市田原 2-13-43 (南都留合同庁舎) TEL 0554-45-7811 | 南都留郡、北都留郡、富士吉田市、都留市、大月市及び上野原市 |

※甲府市から許可を受けている(特別管理)産業廃棄物収集運搬業や(特別管理)産業廃棄物処分業について格付けを受けたい場合は、甲府市環境部廃棄物対策課(TEL 055-241-4363)に申請書の提出をお願いします。

6 申請受付時間等

○申請は予約制で、産業廃棄物処理業更新許可申請と併せて申請する場合、有効年月日が切れる概ね2ヶ月前からの受付となります。

○格付けを受けていない者が格付けを受けようとする場合等、産業廃棄物処理業更新許可申請と併せずに申請する際は、随時受付をします。

○必ず、上記「受付窓口」に電話であらかじめご予約のうえ、ご来所ください。

○申請受付時間は、9:00～17:00となります。

(但し12:00～13:00及び閉庁日(土曜日、日曜日、祝日、年末年始)を除く。)

7 申請手数料

手数料は不要です。

8 留意事項

(1) 申請時における留意事項

- 添付書類は4に記載している書類の順番に並べ、正本のみフラットファイル等で綴じて提出してください。
- 郵送交付を希望する場合は許可証郵送用封筒と切手（440円）を同封してください。また、同時申請により複数枚の許可証が発行される場合やクリアファイル等に入れて返送を希望する場合は内容物の重量に応じた額面の切手を貼付してください。
 - ※産業廃棄物処理業更新許可申請と併せて申請する際に、許可証郵送を希望する場合、許可証郵送用封筒と切手を重複して持参する必要はありません。
- 産業廃棄物収集運搬業・処分業で評価項目が異なることや、同一の産業廃棄物処理業者でも、産業廃棄物処理業の種類により、許可の有効期限が異なるため、申請書はそれぞれの処理業ごとに必要となります。

- 申請書は、県の担当者が直接申請者等と面談し、内容を確認した上で受理しますので、申請時には**申請者本人又は申請内容に精通した方**がおいでください。申請内容について確認できない場合、受理しないことがあります。また、郵送など、**面談ができない方法での申請は受け付けていません。**

(2) 添付書類等における留意事項

- 公的機関等からの証明書類等
公的機関等が交付する証明書類は、申請日より3ヶ月以内に発行されているものを添付してください。
また、複数の処理業について同時に格付け申請を行う場合、公的機関等からの証明書類は、いずれかの申請書の正本に1部を添付し、それ以外の申請書にはコピーを添付で構いません。

9 審査及び格付けの決定

- 申請書を受理し、格付けを行った結果は、許可証上で☆～☆☆☆☆マークが印刷されます。

【☆☆☆の例】



- 格付けの評価基準については、別ファイルの「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度実施要領」の別表2を参照してください。
- 申請書を受理してから許可証を交付するまでの標準処理期間は、概ね75日間です。
- 審査の過程で書類の不備がある場合、補正を求める場合があります。書類が整うまでは審査を行うことができないため、格付け決定も延長されることがあります。

10 格付けの辞退

格付け業者が格付けを辞退する場合は、山梨県産業廃棄物処理業者格付け辞退届出書（様式第3号）を（特別管理）産業廃棄物収集運搬業に係るものは2部（正本1部、副本1部）、（特別管理）産業廃棄物処分業に係るものは3部（正本1部、副本2部）作成し、上記申請窓口に提出してください。

※辞退届出書は申請窓口に郵送でも可。

※様式については、以下の県HPからダウンロードできます。

<http://www.pref.yamanashi.jp/kankyo-sb/kakuduke.html>

【記載例】

様式第1号（第2条関係）

山梨県産業廃棄物処理業者格付け申請書

令和3年 1月〇〇日

山梨県知事 殿

申請者 郵便番号 400-〇〇〇〇

住 所 山梨県富士吉田市〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 055-〇〇〇-〇〇〇〇

山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度実施要綱第3条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

| | | |
|--|---------------|-------------------------------------|
| 許可証右上に記載されている 019から始まる11ケタの 番号を記載 | 許可番号 | 許可証内の知事名直下に記 載されている許可の年月日 を記載 |
| 本県の業許可に係る許 可番号及び許可年月日 | | 019〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 |
| 本県における産業廃棄物 処理業の事業所の所在地 | 山梨県富士吉田市〇〇〇〇〇 | |
| <ul style="list-style-type: none">・収集運搬業において、山梨県内に積替保管施設がある場合は当該施設の所在地を記載する。積替保管施設がない場合は本社の所在地を記載する。・処分業においては処分施設のある事業場の所在地を記載する。 | | |

【記載例】

様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

山梨県知事 殿

山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の申請にあたり、過去5年にわたり廃棄物処理法施行規則第9条の3第1号の特定不利益処分、または、山梨県から廃棄物処理法に係る文書勧告を受けていないことを誓約します。

また、格付けを取り消された場合には、許可証の書き換えに応じることを誓約します。

令和3年 1月〇〇日

住 所 山梨県富士吉田市〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇

代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあっては名称及び代表者名）

【記載例】

様式第3号（第5条関係）

山梨県産業廃棄物処理業者格付け辞退届出書

令和3年 1月〇〇日

山梨県知事 殿

申請者 郵便番号 400-〇〇〇〇

住 所 山梨県富士吉田市〇〇〇〇〇

氏 名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

電話番号 055-〇〇〇-〇〇〇〇

山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度実施要領第5条の規定により、格付けを辞退します。

| | | |
|---|---------------|-----------|
| 許可証右上に記載されている 019から始まる11ケタの 番号を記載 | 許可番号 | 許可年月日 |
| | 019〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 | 平成28年〇月〇日 |
| 辞退する理由 | 〇〇のため | |
| | 理由を具体的に記載する。 | |